



令和5年度 利用者負担額（保育料・副食費等）について

☆幼児教育・保育の無償化について☆

3～5歳児クラスの保育料及び0～2歳児クラスの住民税非課税世帯の保育料を無償化します。

☆副食費の助成について☆

住民票が西脇市にある3～5歳児クラスの児童の副食費※を助成します。

※…副食費はおかず代です。

主食は持参する園が多いですが、主食費（パン・ごはん代等）を徴収している園もあります。

令和5年度 西脇市利用者負担額（保育料）基準額表

（単位：円）

- 0～2歳児（3歳未満児）クラスは主食費・副食費込みの保育料です。
- 下記の保育料の他に、施設によって絵本代や送迎バス利用代等の実費徴収費や上乗せ徴収費が必要となる場合があります。
- 保育必要量について、「標準時間」認定では、1日最大11時間の中で**必要となる**保育時間の保育、「短時間」認定では、1日最大8時間の中で**必要となる**保育時間の保育を利用できます。

納入義務者の属する世帯の階層区分		幼稚園・保育所・認定こども園等の保育料(月額)・副食費			多子軽減の範囲	
階層区分	定義	3歳未満児(保育園部)		3歳以上児 (幼稚園(部)及び保育園部)		
		標準時間	短時間	教育標準時間・ 標準時間・短時間		
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	保育料 0	—	
2	市民税が非課税の世帯 (～約260万円)	0	0	副食費免除 ※主食は持参又は 別途徴収有	年齢制限なし ※1	
3	市民税が市民税所得割課税額のない世帯(均等割課税額のみ)	15,000	14,800			
4	市民税所得割課税額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満 (～約330万円)	17,000	16,800	保育料 0 副食費助成 助成限度額 保育園部:月額4,700円 幼稚園部:月額4,200円 ※主食は持参又は 別途徴収有	保育園部 0～5歳 (在籍 児童) 幼稚園部 3～8歳
5A		57,700円未満 (～約360万円)	23,000	22,600		
5B		57,700円以上 72,800円未満	23,000	22,600		
6		72,800円以上 97,000円未満	26,000	25,600		
7		97,000円以上 133,000円未満	34,000	33,500		
8		133,000円以上 169,000円未満	38,000	37,400		
9		169,000円以上 301,000円未満	50,000	49,200		
10		301,000円以上	62,000	61,000		

◆多子軽減について（保育園部）

◎多子の算定方法（数え方）が3～5A階層と5B～10階層で異なります。

同一世帯（同一生計）に子どもが2人以上いる場合、階層区分ごとに次の算定方法により、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子、第3子…と数え、**第2子は半額、第3子以降は無料**となります。

(1) 第3階層～第5A階層 子どもの**年齢に制限なく**算定します。※注1

※注1 就労や別居等により生計が別となった兄弟は、原則として多子算定から除外します。

(2) 第5B階層～第10階層 保育所等に**在籍する0～5歳**（4月1日年齢）の中で算定します。

児童扶養手当認定世帯・在宅障害者のいる世帯等の2～6A階層利用者負担額（保育料）

（単位：円）

納入義務者の属する世帯の階層区分	幼稚園・保育所・認定こども園等の保育料(月額)・副食費		多子軽減
	3歳未満児(保育園部)	3歳以上児(幼稚園(部)及び保育園部)	
	標準時間	短時間	教育標準時間・標準時間・短時間
第2階層	0	0	—
第3階層	7,000	6,900	保育料 0 副食費免除 <small>※主食は持参又は別途徴収有</small> 年齢制限なし ※2
第4階層	8,500	8,400	
第5階層	9,000	8,900	
第6A階層 <small>(市民税の所得割課税額が77,100円以下)</small>	9,000	8,900	

◆多子軽減について（※多子の算定方法）

同一世帯（同一生計）に子どもが2人以上いる場合、子どもの**年齢に制限なく**算定します。最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子、第3子…と数え、**第2子以降は無料**となります。

※注2 ただし、就労や別居等により生計が別となった兄弟は、原則として多子算定から除外します

《保育料算定方法》

◆保育料算定基準額

父の市民税所得割額＋母の市民税所得割額（＋その他の扶養義務者の市民税所得割額）

保育料は、原則的には同じ世帯に属し、生計を一にしている父及び母の「市民税所得割額」の合計額に応じて負担していただきます。ただし、例外的に祖父母等その他の扶養義務者が**家計を主宰する場合**については、その扶養義務者の市民税所得割額も加えて算定することになります。

◆市民税所得割額に加える税額控除

保育料算定上の市民税所得割額には、通常の市民税所得割額に次の控除額を加えて計算します。

- (a) 寄付金税額控除 (b) 外国税額控除 (c) 配当割額控除 (d) 株式等譲渡所得割額控除
(e) 配当控除 (f) 住宅借入金等特別税額控除 (g) 申告特例控除

◆保育料の切替時期

4月から8月までの保育料については「令和4年度市民税額」により決定し、9月から3月までの保育料については「令和5年度市民税額」により決定します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和4年度市民税額					令和5年度市民税額						

《保育料決定などについてのお知らせ》

- 保育所等入園児童の保育料は、別紙決定通知書のとおりです。
- 保育料の納付先は、通園される認定こども園になりますので、納付方法・振替日等は各園に御照会ください。市外保育所に通園される場合は、市へ納付してください。
（市外の保育所へ通園される方へ）
(1) 保育料の振替日は毎月25日です。振替不能の場合は、原則として翌月の10日に再振替をします。
口座振替の手続が振替入力の日間に間に合わなかった方には納付書を送付しますので、市内の金融機関又は幼保連携課の窓口で毎月25日までにお支払いください。
(2) 保育料が未納になった場合は、保育を一時中止する場合がありますので御留意ください。
- 勤務先の変更や、内職からパート勤務に変わるなど、保育を必要とする事由が変更になる場合は、改めて「保育を必要とする事由証明書」を幼保連携課へ提出してください。
- 求職活動中や勤務予定等を理由に申込みをされた方は、その後の就労状況を確認する必要がありますので、入園後3か月の間に「保育を必要とする事由証明書」を幼保連携課へ提出してください。
- 保育所の入園手続は住民票のある市区町村で行います。市外へ転出される時は幼保連携課で退所の手続と、転出先での新たな入園申込手続が必要となります。